○県内過疎地域で地域づくり活動に取り組む人材(隊員)の状況

事業形態	隊員名称	隊員総数	活動地域
県が実施する 事業	地域がんばり隊	10名	高山市2名 (上宝及び奥飛騨温泉郷地域)
			関市3名 (武芸川町地域1名、洞戸地域2名)
			恵那市 1 名予定(上矢作地域)
			飛騨市2名(神岡町(山之村)地域)
			揖斐川町2名(久瀬地域)
総務省の制度 を活用して市 町村が実施す る事業	地域おこし協力隊 ※①	10名	高山市5名 (朝日地域、高根地域、荘川地域、清見地域、久々野地域 に各1名) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			中洋川川 4 石 (加于母地域) 郡上市 1 名 (白鳥町石徹白地域)
	集落支援員 ※②	1 4 名	高山市2名 (高根地域、上宝地域に各1名)
			関市2名(板取地域)
市町村独自制度による事業	恵那市 ふるさと活性化協力隊	3名	恵那市3名 (串原地域2名、岩村地域1名)
	郡上市 地域おこし応援隊	3名	郡上市3名 (明宝地域2名、和良地域1名)
合計		40名	

平成23年7月15日現在

※①地域おこし協力隊

- ・都市住民(若者など)を地域社会の新たな担い手として、過疎地域等に指定された地域の ある地方自治体が受け入れ、「地域おこし協力隊員」として委嘱し、その地域に生活しな がら農林水産業への従事、地域おこしの支援などを行う。
- ・地方自治体がこの制度を活用する場合、それにかかる経費(隊員の活動経費等)について は特別交付税により国から財政支援を受けることが出来る。

※②集落支援員

- ・地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関するノウハウ・知見を有した人材を、「集落支援員」 として地方自治体が委嘱し、集落維持のために自治体職員と連携して、集落の状況把握・集落 の点検、集落内の住民らとの話し合いを促す役割を担う。
- ・地方自治体がこの制度を活用する場合、地域おこし協力隊と同じく、それにかかる経費(隊員の活動経費等)については特別交付税により国から財政支援を受けることが出来る。

地域おこし協力隊・集落支援員に関するホームページ(総務省ホームページ) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_okoshi.html